

📌 今月のブックマーク

当コーナーでは企業経営や業務管理に役立つ実践的でオススメのホームページをご紹介します。

「オーライ！ニッポン会議」をご存知でしょうか。農林水産省が主催している会議で、正式名称は都市の農山漁村の共生・対流推進会議といい、都市部と農山漁村が交流し、双方の生活文化を楽しむことで日本全体を健全な状態にすることを目的とした国民運動のことです。同会議の代表は「バカの壁」で著名な養老孟司氏で、同会議のHPには、まちとむらが交流するためのイベントやセミナー、田舎で働くためのサイトや廃校を活用するためのポータルサイトなどが掲載されています。また、主に30代までの若者の活躍により推進されている活動や主に都心側からの働きかけによって推進されている活動、主に農山漁村側からの働きかけによって推進された活動で優れたものを表彰する第11回オーライ！ニッポン大賞の募集が行われています。これらの活動と共に、グリーン・ツーリズムなどの派生ビジネスについても言及があり、広義に捉えた場合、コミュニケーションを軸にしたビジネス展開の参考になる可能性がありますので、是非ご一読下さいませ。

「オーライ！ニッポン会議」
<http://kouryu.or.jp/ohrai/>

第40回「事業化交流マッチング総合展」開催！

次のような企業様のブース出展を募集しています。一步前へ出てみてはいかがでしょうか。

- ◆「自社の強み」・「技術ノウハウ」を持っている企業
- ◆「新領域」・「海外展開」に挑戦したい企業

11月6日・7日開催予定（場所：マイドームおおさか）

TFG共栄会は創設時よりのメンバーです。お問い合わせは**TFG**迄ご一報ください。

[主催] 大阪府異業種グループ交流促進協議会
(独) 中小企業基盤整備機構近畿本部 (公財) 大阪産業振興機構

※詳しくは、大阪府異業種グループ交流促進協議会HPをご覧ください。
<http://www.igyoushu-group.com>

以上、詳しくは**TFG**共栄会事務局 新井、谷風 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡、ご相談下さいませ！

—— 起業・革新・ベンチャー支援 ... **T&FG** group

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索
〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 谷風 行寛

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT **TFG** ニュースレター 2013.9 No. 265

健全性支援実績No1を目指す！

T&FG group
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研
TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F
TEL (06) 6538-0872 (編集担当 谷風)
e-mail info@tfg.gr.jp

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 相続税対策等について
- II. 少額投資非課税制度「NISA」について
- III. すまい給付金について
- § 事業化交流マッチング総合展について

[今月のトピックス]

- ・中小企業庁コーナー
- ・経営指標解説コーナー
- ・国税庁・金融庁・厚生労働省情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

I. 新しい相続税制で課税対象者が急増、大增税時代に突入します

— 諸対策は早めに！ —

基礎控除の引下げや教育資金の一括贈与制度の創設など、インパクトの大きな改正があったことから、世間の関心を大いに集めている相続税ですが、自分の場合、一体どのくらいの相続税になるのか。どのような節税対策を活用することができるのか。気になっている方が多いことと思います。今、話題になっているこの機会を捉えて、以下に相続税の節税対策などの概要を解説致します。

■ 節税するための基本的な方法について

相続税を節税するためには、大きく分けて、贈与などで課税対象資産を減らす方法、或いは小規模宅地特例などを活用して財産評価を減らす方法があります。

■ 課税対象資産を減らす方法

< 暦年贈与 >

暦年贈与とは、1月1日から12月31日までの1年間で基礎控除の110万円まで贈与税の申告が不要な制度です。1年間では110万円ですが、10年間も継続すれば総額1,100万円まで贈与税の申告が不要になります。つまり同制度によって、長期間に亘って課税対象資産を減らすことができることから、相続税対策を早めに行うべきという根拠にもなっている制度です。

< 住宅取得等資金の非課税制度 >

直系尊属である両親などから住宅資金等の贈与を受けた場合、一定の金額が非課税になる制度が住宅取得等資金の非課税制度です。

< 相続時精算課税制度 >

生存贈与によって財産を取得した場合であって、相続時にまとめて精算する制度が相続時精算課税制度です。

<教育資金の一括贈与制度>

祖父母などが孫などに教育資金を一括で贈与する場合、1,500万円まで非課税になる制度です。

<養子や借入金>

法定相続人を増やすためには、養子を取る方法があります。但し、養子をたくさん取っても1名、又は実子がいない場合は2名までしか基礎控除等は使えません。また借入金があれば、その金額を控除することができます。

■ 財産評価を減らす方法

<現金と土地・建物評価の評価差>

相続税の財産を評価する場合、現金ならその金額がそのまま財産評価になりますが、現金と同額の土地や建物を購入した場合、実勢価格ではなく、路線価等で評価されることになります。路線価は実勢価格と比べて、おおむね70%～80%低く評価されることになるので、その評価差分の財産評価を減らすことができます。

<小規模宅地特例>

一定の面積以下の居住用宅地などの課税評価額を80%または50%減額することができる制度です。なお、平成25年度の税制改正では、適用対象面積が拡大され、二世帯住宅の敷地の取扱いや老人ホームに入所していた場合の取扱いなどの適用要件が緩和されています。

<特異地や借地権>

土地の形が悪い不整形地や面積が500㎡を超える広大地、間口が狭い又は奥行きが長大な宅地などの特異地は評価を減額することができます。また借地権が設定されている場合にも、評価を減額できます。

中小企業庁情報コーナー

■ 平成25年度「下請取引適正化推進月間」キャンペーン標語について

同庁及び公正取引委員会では、下請取引の適正化を目的として、毎年11月に下請取引適正化推進月間を定め、下請法の普及や啓蒙活動を行っており、同キャンペーン標語として「下請代金 きちっと払って 築こう信用」が特選作品として決定し、その他8作品が入選しています。なお、同特選作品については、ポスターや講習会テキストの表紙、PRバナーに使用されるなど、事業者全体のコンプライアンス向上に資するように活用される予定となっています。

経営指標解説コーナー

■ 手元流動性比率とは

手元流動性比率とは、短期的な支払い能力を見る指標で、現金預金や短期保有の有価証券などの手元流動性を月商の何倍保有しているかを表しており、単純に言い換えると保有しているキャッシュは月商の何ヶ月分なのかを示す指標だということができます。同指標は、現金預金と短期有価証券を足した金額を月商で割って算出し、同比率が高ければ高いほど、キャッシュが手元にあることを示しているため、資金繰りが安定し、安全性が高いということができますが、不必要に高すぎる場合には、キャッシュを有効に活用することができていな

■ すまい給付金申請方法と受領方法のポイント

すまい給付金を申請するにあたって、住宅を取得し不動産登記上の持分を保有し、その住宅に自分で居住する方が申請者になることが基本ですが、住宅事業者等による手続きの代行が可能です。また給付金の受領者を住宅取得者及び住宅事業者による代理受領も可能となっています。申請は入居後であり、給付申請書及び確認書類をすまい給付金事務局へ持参または郵送し、手続きを行います。なお、申請書類の提出から給付金の受領までおおむね1.5ヶ月から2ヶ月程度が想定されています。

■ すまい給付金の専用HPの開設

すまい給付金制度の実施に当たり、専用ホームページが開設されました。HPには制度内容や申請方法の解説のほかにも、住宅の持ち分割合や住宅ローンの利用の有無、年収、扶養家族の人数などの入力で給付金の対象の可否や給付額がわかる「給付金シミュレーション」が利用できます。ご自身が当制度の対象になるか、是非、ご利用ください。

国税庁情報コーナー

■ 納税証明書交付請求時の本人確認方法等の変更について

納税証明書の交付を請求する際に行われている本人確認に関する方法が、平成25年7月から変更され、より厳格なものとなっています。従前も納税証明書の交付には本人確認書類の提示等が必要でしたが、運転免許証は1枚の提示で足りるが、写真の貼付のない住民基本台帳カードは2枚の提示が必要等で厳格に運用され、また郵送で請求した場合の委任状等の運用が厳格化されています。

金融庁情報コーナー

■ 「金融サービス利用相談室」における相談等の受付状況等について

金融サービス等に関する相談や質問、意見等を集約するために金融庁に設置されている金融サービス相談室において、平成25年4月1日から同年6月30日の4半期で受け付けた相談等は11,220件と前期に比して増加しています。特に預金や融資に関するものや保険商品等に関するもの、投資商品に関するものが増加していますのでご注意ください。

厚生労働省情報コーナー

■ 平成24年雇用動向調査結果の概況について

主要な産業の事業所において、その入職者や離職者の属性や事情、未充足求人の状況などを調査し、雇用の動向を調査した結果である平成24年雇用動向調査結果の概況が発表されています。同調査では、平成25年1月1日現在の常用労働者数は4,562万人と前年比0.1%増、入職率及び離職率がそれぞれ増加しており、これらを合計した労働移動率が3年ぶりに増加している等のデータが公表されています。

いという判断となります。当然、経営戦略としてある程度の非効率性は犠牲にしても、キャッシュを積み上げることを優先している場合、キャッシュの効率的な運用云々の指摘は当てはまらないこととなります。とはいえども、急な出費や長期化する傾向にある景気を考えると2か月以上の手元流動性を確保していることが望ましいといえることができます。

II. 株式や投信の値上がり益等が非課税になるNISAの概要

— 少額投資非課税制度について —

テレビや雑誌などの各種マスメディアで取り上げられているので、日本版ISA 或いはNISA という言葉をお聞きになったことがある方は多いのではないのでしょうか。日本版ISA は少額投資非課税制度とも表記され、特に日本証券業協会が事務局となって、日本版ISA の愛称を募集したところ、「NISA」という愛称になったというニュースが日本中を駆け巡ったことは、記憶に新しいところです。NISA は株式などを少額で、長期保有する場合に有利となる制度設計であることから、中小企業経営者の関心も高いと思いますので、下記に概要を解説致します。

■ 「NISA」の概要について

NISAとは、2014年1月から導入される少額投資非課税制度のことで、毎年100万を上限として、新規に購入した株式や投資信託等の配当金や売買益等を最長で5年間非課税にする制度のことです。利用できるのは、日本国内にお住まいの20歳以上の方で、株式や投資信託等が対象となっています。開設できる口座は銀行や証券会社などの金融機関全体で1人1口座だけとなっており、重複して口座を開設することはできませんので、口座開設後金融機関を変更することはできません。また口座開設可能期間は2014年から2023年の10年間であり、非課税期間は最長5年間となっています。なお、非課税投資額の上限は、新規投資で毎年100万円、最大500万円となっており、未使用枠を翌年以降に繰越できませんので注意が必要です。

■ 「NISA」の注意点について

NISAの口座を開設・活用するにあたって、以下にご注意してください。

1. 証券会社等に一般口座或いは特定口座をお持ちの方も、新しくNISA口座を開設する必要があります。また現行の上場株式等をNISA口座に移すことはできず、新たな資金で購入する必要があります。
2. 株式投資信託の分配金には、普通分配金と元本払戻金の2種類があり、普通分配金に関してはNISA口座では非課税扱いとなり、また元本払戻金は、そもそも課税対象ではありません。
3. NISA口座を開設するために、各種申請書・届出書と共に住民票の写しが必要になります。
4. NISA口座の売買損失について、他の一般口座や特定口座の配当金等と損益通算することはできず、また損失の繰越控除も適用できません。

■ 「NISA」を活用するメリット

NISA を活用する場合、株式等を売買して、その値上がり益を非課税にする方法もありますが、同口座の株式等を売却した時点で、最大 5 年間の配当益等の非課税枠を使い切ってしまうことになり、制度設計上のメリットを最大限活用できません。小口で長期保有し、その期間の配当金等を非課税にすると共に長期保有によるリスク軽減効果を楽しむことも一つの方法です。

Ⅲ すまい給付金ってご存知ですか

— 住宅を取得したら現金が支給される制度です —

すまい給付金制度は、消費税率引上げによる住宅取得者の負担をかなりの程度緩和するために導入を予定している制度です。以前より、住宅ローン減税制度があり、今回の消費税率引き上げにより、その制度が大幅に拡充されましたが、住宅ローン減税制度は高収入層に負担軽減効果が高く、収入によっては、その効果が不十分な収入層もありました。すまい給付金制度は、住宅ローン減税の拡充による負担軽減効果が十分に及ばない収入層に対して、住宅ローン減税とあわせて消費税率引上げによる負担の軽減をはかるものです。

■すまい給付金のポイント

①住宅取得者に現金で給付される②年収が低い人ほど給付額が多くなる③新築住宅でも中古住宅でも対象になる④申請は取得住宅を所有している単位で行われる⑤給付額は、収入と取得住宅の持ち分割合に応じて決定される⑥現金取得の場合も一定の条件にもとに利用が可能。

■すまい給付金制度の実施期間

すまい給付金制度は、消費税率の引上げが予定される平成 26 年 4 月以降に引渡された住宅から、平成 29 年 12 月までに引渡され入居が完了した住宅を対象に実施する予定となっています。なお、給付対象は引上げ後の消費税率が適用された住宅となります。

■すまい給付金の対象者

すまい給付金の対象者は、住宅を取得し登記上の持分を保有するとともにその住宅に自分で居住する方及び収入が一定以下の方が対象です。住宅ローンを利用しないで、即金で住宅を取得した方でも年齢が 50 才以上で収入額の目安が 650 万円以下の方は対象となります。

■給付対象となる住宅の要件

給付要件は、住宅取得に当たって住宅ローンを利用しているか利用していないか、取得する住宅が新築か中古かによって変わってきます。新築の場合は、自らが居住すること、床面積が 50 m²以上であること、工事中の検査により一定の品質が保証されていることが要件となっております。中古住宅に関しては、売主が宅地建物取引業者で、消費税の課税対象となる住宅取得が対象となり、要件として現行の耐震基準を満たす住宅であることが追加されます。